

セーフティネット貸付を実現する決議

1 2007年に政府の多重債務対策本部が策定した「多重債務問題改善プログラム」において、セーフティネット貸付の必要性が謳われ、その後、昨年10月には、公的なセーフティネット貸付として、その利用が期待される生活福祉資金貸付制度の改正が行われた。その結果、連帯保証人がなくとも借り入れができるようになったことや、貸し付け用途の範囲が広がり、その中で債務整理費用についても利用できるようになるなどの生活福祉資金貸付制度要綱（以下、「要綱」という。）の改正が行われた。また、それまで一部の地域では利用できなかった緊急小口資金貸付が、全国の社会福祉協議会で利用できるようになったことなど、制度の運用面においても一定の改善がみられた。

また、各地でセーフティネット貸付に取り組んでいる生協や金融機関、自治体などの取り組みも徐々にではあるが広がりつつある。

これらは、私たちが全国各地で集会やシンポジウムを行うなどして、日弁連をはじめ、各地の弁護士会、司法書士会、各地でセーフティネット貸付に取り組んでいる諸団体、市民らと連携して、制度改善に向けて積極的な取り組みを行ってきた成果である。

しかし、なおも生活福祉資金貸付制度については、要綱および運用について改善すべきことは少なくない。また、各地で取り組んでいる団体に対する国および自治体の支援は十分なものではなく、これら諸団体の取り組みを広げていくためには、支援が必要である。

そして、何よりもセーフティネット貸付においては生活再建支援こそが重要であり、その構築に向けた具体的な計画と実行が必要である。

2 本年6月18日には、改正貸金業法が完全施行され、それに伴い年収の3分の1という総量規制などが導入された。また、独立行政法人福祉医療機構の年金担保融資については本年4月の事業仕分けにおいて廃止とされ、同制度の受け皿について検討すべき時が来ている。

総量規制に対しては、一部のマスコミなどからは、この度の法改正が誤りであったかのような印象を与える番組や報道がなされることがある。これらはまったく根拠のないものであるが、セーフティネット貸付についての無知や無理解も、これらの番組や報道を許す原因のひとつになっている。

3 当分科会において、参加者一同は、あらためてセーフティネット貸付の重要性を確認し、生活福祉資金貸付制度のさらなる改善、積極的に取り組む団体への支援、生活再建支援体制の構築など、セーフティネット貸付の実現に向けて、一層の活動を行うことを決意する。

以上、決議する。

2010年11月28日

第30回全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会第14分科会参加者一同